

要望書

シベリア・モンゴル抑留問題早期解決を求める要望

厚生労働大臣 長妻 昭 様

鳩山政権の中で極めて責任の重い職務での日夜のお働きの心より敬意を表し、感謝を申し上げます。

かねてより私ども元シベリア・モンゴル抑留者に特段のご配慮をいただき、戦後強制抑留問題の解決のため、法案提出をはじめとするお骨折りをいただいてまいりましたことに、重ねて深く感謝を申し上げます。

敗戦後、私どもが極寒の地で寒さと飢えと強制労働の三重苦に苦しみ、さらに帰国後も「シベリア帰り」として不当に差別・排除され、人権侵害を受けてきた歴史はよくご理解いただいていることと思います。

戦後長きにわたって私どもは、戦後強制抑留問題の正当な評価と解決を求めて、未解決のまま幕引きを図る日本政府と、不本意ながら、闘い続けてきました。戦後 64 年以上もたった今日まで、70 万人もの抑留者の登録カードが放置されてきて、史上最大の拉致事件の全容も把握できないというのは異常であり、情けない限りです。私どもは、裁判に訴え、集会を開き、国会の前で座り込みを行い、言論でも何も対応しない政府を一貫して批判・叱咤してきました。

しかし、平均年齢 87 歳にもなって、もはやこれ以上、日本政府を相手にこのような苦渋の闘いを続けたくはありません。とりわけ、鳩山政権と争いたくはありません。

依然国相手の訴訟を続けている仲間もいますが、私どもは、新しい信頼できる政権が樹立されたのを機会に、政府が進んで戦後強制抑留者への措置を講じて下さることを前提に、国との和解を申し出たいと思います。

毎年、約 1 割の元抑留者が他界している現状を踏まえ、一刻も早く、措置が講じられ、役割を終えて私どもの会も解散し、心安らかに、天上の仲間の元に往く日を待ちたいと願っております。

特別給付金支給、真相究明や調査、遺骨収集や追悼、資料保存や展示などの歴史的継承事業を含む、総合的な措置を初めて規定した「戦後強制抑留者特別措置法」の早期制定を軸にした政治解決を心より切望しております。

ぜひとも政府・与党協力してすみやかに法案をご提出いただき、早期に可決・成立していただくとともに、必要な措置を関係省庁において早急に実施していただけますようつよく要望いたします。

また、厚生労働省所管の抑留者に関する情報に関しましては、今般ロシアより提供された登録カードの処理も含めて、迅速かつ効率的に行い、単に死亡者を確定するためだけでなく、強制抑留被害の全容を記録・把握できるようデータを公表・公開し、ロシア始め関係国の民間の専門家の参加と協力も得て、広範に情報と資料を収集、解析して、この前代未聞の大拉致事件について将来的にも国際的にも正確で客観的な評価が下せるよう担当省庁としてご努力・ご協力いただきたく要望いたします。

2010年1月7日

シベリア立法推進会議代表・全国抑留者補償協議会会長 平塚 光雄

(連絡先) 〒164-0011 東京都中野区中央 5-22-9
Tel03-3384-8789 Fax03- 3381-9037